

事務連絡
令和7年3月24日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

改正建築物省エネ法・建築基準法の施行に係る積極的な周知のお願い（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）が令和7年4月1日に施行されます。

これに伴い、国土交通省住宅局では、別添のとおり各都道府県に対して技術的助言を发出しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添 1_国交省周知依頼文

別添 1_国交省通知文書（局長→知事）

別添 2_国交省通知文書（課長→建築行政主務部長）

以上

(担当) 事業部 本多 TEL 03-3551-9396 FAX 03-3555-3218 メール jigyo@zenken-net.or.jp
